

法教育推進協議会（第11回）議事録

日 時 平成18年10月30日（月）
午後3時～午後5時20分

場 所 法曹会館「高砂の間」

法務省

議 事

土井座長 それでは、法教育推進協議会第11回会議を開会させていただきます。

まず最初に、本日の配布資料の確認を事務局の方からお願いいたします。

吉村参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。

資料1でございますが、「公民科教育・市民性の教育・法教育 - 「法と倫理をつなぐもの」をめぐるパーソナルな覚え書 - 」ということでございますが、本日の協議会の前半にお願いしております川本先生の御講演のレジュメとなっております。

資料2でございますが、本日の後半に御議論をお願いしたいと考えております法と経済、法と政治に関する取りまとめについての事務局の案でございます。そのほか、参考資料といたしまして、川本先生から御準備いただいております「教育学研究」(第69巻第4号、日本教育学会)(抜粋)、「現代社会 - 地球社会に生きる - 」(文部科学省検定済教科書、教育出版(平成17年)(抜粋)これは事前にお配りさせていただいているかと存じます。合わせまして「法と倫理」(「現代世界と倫理」晃洋書房(平成8年)(抜粋)という論文もお配りいただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、早速ですが、議事の方に入りたいと思います。

本日は、前々回に引き続きまして、各分野の専門の先生からお話を伺うことになっております。

本日お越しいただきましたのは、東京大学大学院教育学研究科教授として御活躍の川本隆史先生でございます。川本先生、本日は本協議会に御足労いただき、誠にありがとうございます。

川本先生は、社会倫理学の専攻でいらっしゃいます。先生は「関連分野への越境と同時代への応答」をモットーに、社会思想史と応用倫理学を基礎として、教育を再考され、教育が目指すべき自由、平等、福祉といった基本的な価値理念を見直すことに力を注いでおられますが、こうした先生の取り組みは、我々法教育を推進する者にとっても強く共鳴するところでございます。

また、川本先生の御著作は多数でございますが、私のような法学を研究する者にとっても避けて通れないジョン・ロールズの正義論を深く探究され、「ロールズ：正義の原理」を講談社から出版しておられます。倫理学界だけではなく、法学界についても大変強い影響力を持っておられます。

また他方で、高等学校の公民科「現代社会」の教科書の執筆にもかかわってこられ、既に委員の皆様もお目通しされたかと思いますが、学習指導要領の内容をどのようにして教科書に記載していくかについて、非常に示唆に富む論考も発表しておられます。

さらに、川本先生は、日本学術振興会の人文・社会科学振興プロジェクト研究事業の一つである「グローバル化時代における市民性の教育」というプロジェクトにもかかわっておられますが、このプロジェクトは欧米のシチズンシップ教育を踏まえて、主権者教育、公共倫理の教育及び葛藤解決の教育を学際的・実践的に研究しておられるとのことでございます。これらの教育につきましても、法教育の目指すものと方向性としてかなり重なっているの

はないかと考えております。

本日は、このような御経験を踏まえて「公民科教育・市民性の教育・法教育 - 「法と倫理をつなぐもの」をめぐるパーソナルな覚え書 - 」と題しまして御講演を頂戴し、その中で、併せて今申し上げましたプロジェクトについてもお話をいただきたいと思っております。

今後、本協議会でも検討すべき倫理教育・道徳教育と法教育のあり方について、大きな方向性をお示しいただく貴重な機会となりますことを確信しております。

それでは、川本先生、よろしくお願いたします。

川本先生 過分の御紹介にあずかりました、川本と申します。

最初に依頼されたタイトルが「法と倫理をつなぐもの」だったというのを、迂闊にも直前になって気がついた次第です。すでに「法と経済」とか「法と政治」という主題で隣接分野に関する識者を招いて協議をされておられることはうかがっており、その延長線上で「法と倫理」をめぐって話題提供をせよとのお役目を頂戴したものと思われま。けれども、肝心のテーマに今日はダイレクトに切り込むことができません。せめてもの補いになればと、「法と倫理」という論考を追加配布させていただきました。

この小論は1996年に活字になった旧作に過ぎず、中身も時代遅れの代物です。でもタイトルだけは当初の依頼に副うかたちになっておりますし、いちおう出だしのところで、中学校社会科の学習指導要領において法と倫理がどのように位置づけられているかについて概観し、そこでは両者がきちんとつなげられていないのではないかと不満を表しています。本論は法哲学の分野で「法と倫理」を考察する際の定石とも言うべき論じ方を採用し、いわゆる「ハートvsフラー論争」を私なりに整理したものです。これを補足資料としてお配りしまして、以下では「公民科教育・市民性の教育・法教育」という三大断をレジユメに沿ってお話することで、責めをふさぎたいと思います。

専門の社会倫理学の研究と並行して、中等教育に関わる機会が与えられ、法と倫理のつながり目とか両者の関係について再考することになりました。そのあたりの経過を個人的な歩みに即して述べてみようと思うのです。

時系列順でいうと1番目の柱（「公民科教育」）ですけど、そもそも最初に中等教育に関与した出発点は、NHKの通信高校講座「現代社会」の講師を頼まれたことでした。「倫理」という科目は「永遠の真理」を説くという建前からか、1回録音すると3、4年は再放送で使い回しができるのですが、「現代社会」の場合はそうはいかず、毎年放送原稿を書き直すことになりました。放送後には各方面からの問い合わせがあったり、あるいは中学時代の恩師をはじめとして思わぬ人の感想が届いたりといった嬉しい出来事もありました。「現代社会」に（政治や経済、文化、青年心理と並んで）設けられていた「現代を生きる倫理」という部門を当初は14回（一回の放送は20分間）でカバーしていたのですが、後に16回に増えていきます。そのときの放送原稿を三回に分けて、当時勤めておりました大学の雑誌に発表しました。「現代を生きる倫理」のラジオ講座をどのような順序で論じたのかをお示しするために、資料1に目次を掲げてあります。

「現代社会」という科目は、事前にお配りした「教育学研究」の小論にも書きましたように、社会科の唯一の必修科目として鳴り物入りでスタートしたものです。しかし、高校1年生にきわめて多岐にわたる内容を教えるのは、担当の先生も大変だったということもあって、必修から外され、「世界史」必修化（および社会科の解体）という指導要領の改訂のあおりを

食って、公民科の選択科目の1つに格下げとなってしまいました。けれども私にとっては、比較的早い段階からこの科目に協力できたことはきわめて有意義だったと評価しています。

私が受け持った「現代を生きる倫理」というパートは、ソクラテスから始まる「先哲」の思想史を軸にする科目「倫理」と異なり、あくまで現代に定位することになっています。そこでとりあえず、東京書籍版の教科書に準拠するかたちで、放送用のテキストを執筆しました。こちらは検定を心配しなくていいので、ある程度自由に構成できるのです。ちょうど大学の一般教育科目の「倫理学」を講義しておりましたので、大学1～2年生相手に用いた話題や事例を適宜取捨選択して放送を組み立てました。

イントロは通信教育の受講生および一般のリスナーにとっても、とっつきやすそうな実話を使っています。信州大学附属長野小学校での出来事です。1年生のクラスの男子から蛇を飼いたいという希望が出され、クラスの費用で購入して蛇の飼育が始まりました。夏休み明けにヤマカガシのヤマ君という蛇が死んでしまったので、皆でヤマ君を悼む文章を書いたところ、ヤマ君の物語を本にして他の人にも読んでもらおうという意見がまとまります。何ヶ月も集団作業を続けた末に、立派な製本の「へびの天国」という絵本が1年生の終わりに出版されました。これは死んだヤマ君が天国に昇って、お母さんと再会するというなかなか面白いストーリーです。ところがクラスが2年に進級したときに、絵本を読んだ5歳の男の子の感想が父親から届けられます。「お気に入りの蛇が非常にかわいく描いてあったので楽しく読んだ、けれどもこの子は蛙も大好きだったので、絵本の中で蛇が蛙を食べるシーンはかわいそうだと言っていた」と。

この感想を知った子どもたちは、たいへん驚きます。5歳児の声が届くまでは、蛇を飼育することはいいことだと思い込んでおり、蛙を何の疑問もなく餌として蛇に与えていたからです。ところが、改めてクラスで討論してみるとやはり蛙はかわいそうだということに、気がつく。もっと考え詰めていくと、そもそも蛇を飼育している人間がいばっているのではないか……という方向に議論が深まっていきます。そして蛇を逃がした方がいいのではないかという結論に傾きかけたのです。でも頭では逃がした方がいいと分かっても、実際に逃がすところまではなかなか踏み切れません。そこで先生が絶妙の演出をして、目をつぶらせて「蛇になってみよう、蛙になってみよう」という「想像上の立場交換」(アダム・スミス)を仕かけました。そうした共感のはたらきを介して、子どもたちはかわいがっていた蛇を逃がすことに心底から納得して、山に蛇を戻す。

しかもこれで終わりではなくて、逃がしてからもまた蛇についての学習が広がって行って、それが算数や社会科の学習へと発展したそうです。ちょっとでき過ぎの観もするのですが、担任の先生の創意工夫と附属小学校の地道な教育実践に裏打ちされた、非常に優れた授業がなされていることが分かりました。こうして蛇の飼育から始まった一連の出来事を捉え返すことで、「常識に対する批判」および「いのちに対する共感」というふたつの態度が「現代を生きる倫理」の出発点となる……とまとめてみたのです。

これを導入においてその後は、資料の目次に挙げたさまざまな材料を使ってみました。まずカントの「コペルニクス的な転回」という、物の見方の革命的な変化を、自己中心性からの脱却というピアジェの心理学研究へとつなげてみる。このアイデアは、一般教育科目「倫理学」のテキストにしていた吉野源三郎さんの名著「君たちはどう生きるか」(初版は1937年、現在は岩波文庫に収められています)の第一章をヒントにしたものです。

それから、「ピアジェ～コールバーグ～ギリガン」の順で、道徳発達の理論も紹介しました。コールバーグに関しては、この「はじめての法教育」というテキスト13ページ以下で、「子どもの成長に応じた法教育」という見出しを立てて6段階の発達の説明がなされていますね。他にはソクラテスおよびニーチェにも登場願いました。それからもちろん「現代」の問題にも触れざるを得ないということで、生命科学や生命倫理，地球環境問題，福祉国家と途上国の貧困，情報化・国際化……を取り上げ，価値観が多様化する「現代をどう生きるか」をマックス・ウェーバーを手がかりに考えてみてから，家族，労働，遊び，宗教・芸術に移る。以上のような配列で進めたのでした。

当時は，法教育などという問題関心をまったく抱くことのなかった私ですが，いま思えば法教育に関連するテーマも扱っています。たとえば応用編3の「揺らぐ生命観と人間の権利」という単元で，患者の権利宣言を紹介しながら，権利っていったい何だろうかという問いを投げかけてはおります。

ラジオ放送のほうが何とかかたちをとり始めたころ，今度は高校の公民科教科書の「現代社会」に分担執筆してほしいとの依頼が舞い込みました。まったく蓄積がないわけではなかったのですが，4単位版の分担を引き受けました。それから指導要領の改訂や2単位にスリム化するという科目の位置づけの変遷に追いつてられるようにして，教科書の改訂作業に携わりました。NHKのラジオ放送だと，放送原稿を読み上げるのを横で聴いてくれたディレクターが「難しすぎる」とか「もっとやさしく！」といった具合に，その場で注意してくれただけでした。ところが教科書の場合は，編集者だけでなく高校の先生も同席の場で原稿を読み上げるのです。何よりも耳で聞いてすんなり入る文章にしていけることを第一目標に，何度も書き直しをいたしました。表現の適切さをチェックし合い，堅苦しい表現をできるだけやわらげるとか，あるいはレイアウトをどうするかというようなところまで，徹底的に論議を尽くします。ようやく原稿が完成してもそれで終わりではなくて，検定があり，それで意見がつけられた場合には，さらに修正するという念入りの過程を踏んでまいりました。

そのときに学んだ教訓を綴ったのが，事前にお配りした「教育学研究」のエッセイです。たまたま「教育における臨床の知」という特集号に寄稿せよとの仰せだったのですが，「臨床」という用語をあえて避けて，「試練の場」をタイトルに選びました。その趣旨は，教科書執筆を通じて公民科教育に関わったことが，私にとって自分の倫理学の研究を試す場というか，むしろ試される場となったというものです。

研究者として頭の中ではわかっているつもりの概念を，「現代社会」の配当学年である高校1年生のボキャブラリーなり，生活実感というか，そういうところにまでおろして書いてみるというのが教科書執筆の心得です。そうした苦労仕事が自分の研究の偏りとか，自分で詰めて考えていないところに気づかせてくれて，まさしく「教えることによって学ぶ」という，貴重な経験を積むことができました。

そのとき考えさせられたことを後からスローガンにまとめたものが，レジюмеに挙げた「3つの知恵」でして，「教育学研究」も同じ順番で並べてあります。

1つは，《順番をひっくり返す》という知恵です。法教育の場合も御苦勞なさっているようにお見受けしましたけれども，学習指導要領をベースとせざるを得ず，これを無視してゼロから説き起こすことはできないという制約があります。そうかといって指導要領を杓子定規に守っているだけでは書きにくいところが多々生じました。たとえば，私が担当した「民主

社会の倫理」の章がそうでした。これは指導要領だと「現代の政治経済と人間」に含まれており、そこでア、イ、ウ、エで並んでいる最後が「民主社会の倫理」まさしく、生命の尊重、自由、権利と責任、義務、人間の尊厳と平等などについて考えさせ、民主社会においてみずから生きる倫理について自覚を深めさせる、というのが指導要領の指示内容です。そして大半の教科書がこの指導要領の順番どおり、憲法と民主政治を学習した後で、一種のまとめ的なところにこの「民主社会の倫理」を置いています。少し厳しい言い方をしますと、つけ足しのような位置づけがなされているに過ぎません。つまり憲法の単元ですでに基本的人権の尊重を学んでいるのだから、その基礎にある人間の尊厳とかを少し振り返ってみようという書きぶりになっているものばかりで、そんなやり方をまねる気さえ起こりません。

そこで、憲法の部分を担当される青山学院の芹沢斉先生と（それから教科書の執筆代表の、当時は学習院にいらした河合秀和先生とも）相談し、かつ「このア、イ、ウ、エの順は別にそのとおり守る必要はないので、ひっくり返してもいいんだ」という事前の了承を文科省の担当者からいただきました。ならば憲法の前に民主社会の倫理を置いてもじゅうぶん筋が通ると判断したのです。しかも私がなじんできたジョン・ロールズという人の社会正義の理論というのは、社会契約説の現代版という形で正義を考えていきます。そこからしても、まず先に憲法があってというよりは、何で社会があり、その中で暮らすために憲法が必要になっていくのかという、やはり倫理を先に置いた方が書きやすいということで、そちらを先に書くことにいたしました。こうした順番の変更・転倒こそが私の知恵の見せ所だったのです。

まずは「社会って何だろう」というところから説き起こしています。教科書102ページ「民主社会に生きる」という単元の最初に、この質問を掲げました。同じ現代社会の教科書の前のところで「かかわりの中で生きる」という項目がありますので、社会ということをゼロから説明する必要はありません。そこで次のように書いてみました 「わたしたち人間は社会という「かかわりのなかで生きる」動物である。たしかにわたしたちは家族のなかに生まれ出て、そこで育つ。また日本という国のなかで生きてきたから、日本語を身につけ、そこで義務教育を受けた。そしていずれ納税と勤労という義務がわたしたちの肩にかかってくるだろう。そう考えると、社会はわたしたちが誕生するずっと以前から存在し、わたしたちの思いや願いとは無関係に動いていて、わたしたちが死んでいなくなってもびくともしない仕組みのように思えてくる。社会と個人とはそんなよそよそしい関係でしかつながないのだろうか。社会生活から完全に離脱することもできないわたしたちは、社会にどうかかわっていけばいいのだろうか。」

最後の一文にある「離脱」ですけど、最初の原稿では「おりる」と書いたのがあまりに砕きすぎだと言われて「離脱」と直したものです。引用を続けます 「でも人間には想像力というものがある。想像力を使って、今かかわっている社会生活を頭の中でいったんご破算にしてみよう。つまり、人間が社会をつくる前の状態を想像し、そうした状態の人間にも、それを失うと自分が自分でなくなり、それを奪うと相手が相手でなくなるような大事なことがらがあり、それをあくまで個人の手で守り抜こうとするとどうなるかを考え抜くのだ。たぶんこの状態のままでは、個人間のトラブルがふえ、果ては殺しあいに行き着くかもしれない。そうなる元も子もなくしてしまうので、社会のない状態の不都合を解消するためにだけ、社会をつくるという取り決めに全員が賛成し、社会は

つくられた。こうした発想を社会契約説と呼ぶ。全員が社会の無い状態よりも少しでもましな暮らしができるはずだという見込みに賭け、一種の冒険的な企てとして人間は社会という「かかわり」に飛び込んだとみるのである。この社会契約説からすると、「こう生きたい」とか「ああしたい」という人間の基本的な願いをかなえてくれない社会は、社会をつくった最初の約束を果たしていないので、まともな社会とはいえない。常にそこに生きる人々全員の願いを考慮に入れて社会を運営すべきだという意味で、この思想は近代の民主主義思想の源流となった。」

すぐ気づかれたでしょうけど、「たぶんこの状態のままでは、個人間のトラブルがふえ、果ては殺しあいになるかもしれない」以下は、ホブズの「万人の万人に対する戦争状態」というフレーズを念頭に置いているのです。それから「社会のない状態の不都合」という表現は、ジョン・ロックの『市民政府論』における「自然状態の不都合 (inconveniences)」(岩波文庫版19ページ)をアレンジしています。後半に出てくる「冒険的な企て」は、ジョン・ロールズが社会というのを 双方の利益(ましな暮らし向き)を目指す、協働の冒険的企て (a cooperative venture for mutual advantage) とストレートに定義した箇所(『正義論』第1節)を借用したものです。そして「社会をつくった最初の約束」というのは、ルソーの「社会契約論」第1編第5章のタイトル「つねに最初の約束にさかのぼらねばならないこと」(岩波文庫版27ページ)に由来します。

同じ単元に続けて「民主主義って何だろう」という見出しを立ててあります。民主主義なるものを、思想史の観点から細かく検討するとキリがないのですが、とりあえずこれを「メンバー全員できめてみんなで支え合うルール」だとする説明にとどめました。法教育研究会のテキスト『はじめての法教育』では、民主主義とは「みんなのことはみんなで決めること」というすっきりした定義が施されており、しかも民主主義と立憲主義とのつながりも見事に説明されていて、とても感心いたしました。私の場合は、指導要領にある「民主社会」という言葉を説き明かすために、これを「社会」と「民主主義」に分解して定義し直すことが当面の目標なのでした。

次の単元が「生命の自由と尊重」です。ここも法教育研究会でさんざん議論をされ、教材まで出されている努力に比べると、まだまだ私の方が詰めが甘い感じがぬぐえません。それでも、立憲主義につながるアイデアを書き込んでおいたつもりです。104ページの最初ですが、民主社会のメンバー一人ひとりの意見を尊重する。みんなで決めるということですから、だから全員一致が達成できるという保障はない。それで大抵の民主社会は、多数決を実際のメールに用いてきた、と。多数決だと非常に全員の意見が集められるし、摩擦対立が表面化することは少ないんだけど、多数意見が常に正しいと言えるのかどうか。少数の意見は全く省みられなくていいのか。こうした問題に直面した社会契約説は、民主主義が多数派の横暴 「多数派の横暴」というのはミルの「自由論」に出てきます に陥らないための歯どめを用意してきた。そこから立憲主義へとストレートにつなげればよかったんですが、ここでまだ持って回って、「それを失うと自分が自分でなくなり、それを奪うと相手が相手でなくなるような大事なことがら」というふうに、長くまず書いてみて、それを次の節でやっと「権利」もしくは「人間としての権利」、もっと短くして「人権」という言葉にしていくという工夫をしました。

これが2番目の知恵である《品詞を変える》です。人権という、高校1年生ならもう既に

聞いていて、人権教育というので何かいろいろ勉強させられている。何か分かったようで分からない、あるいは反発を覚えるかも知れません。そのような既成概念あるいは先入観ができてくると思うので、そこに直結する前に名詞という品詞を変えて、人権という訴えが生まれてくる一つの現場というか、その発生過程を何とか言葉にできないかと模索しました。そこで思いついたのが、「人権」という抽象名詞を「それを失うと自分が自分でなくなり、それを奪うと相手が相手でなくなるような大事なことから」と言い換えてみることにしたのです。

この言い換え（品詞変え）のヒントとなったのは、憲法学者の樋口陽一さんの「自分が自分でなくなることへのおそれ」という言葉です（『ほんとうの自由社会とは 憲法にてらして』岩波ブックレット、1990年、27～28ページ）。これを手がかりに、人権のもとになる、あるいは人権の核心にあたるものを品詞を変えて言い換えてみる。ここでは「大事な」という形容動詞というか、そういう性質を有するものとして人権をとらえます。

もちろん人権あるいは権利は、もともとただ名詞としてあるのではなくて、あくまでその要求というか、正しさを周りに主張する、周りがそれを承認するという、その言葉によるやり取りというのがないと、そもそも「権利」は成立しようがありません。さらに「訴える」という動詞も加味して、人権という言葉のとげとげしさというか、それをほぐす試みをいたしました。

もう一つ責任という、これも「権利ばかり主張しないで責任も果たせ」といったかたちで、お説教くさく高校生には聞こえる言葉かもしれないのです。けれども、レスポンスビリティ（responsibility）という英語に戻せば、相手の権利主張にちゃんとレスポンド（respond）＝「こたえる」という動詞がもとにあります。これは別に肯定だけでなく否定 そんな主張はわからないというネガティブなこたえ方もあっていいわけです。いずれも相手の権利主張を無視するのではなくて、それに対してちゃんとこたえる、レスポンドできるという動詞として、責任を言い換えてみる。

それから、自由というのも同じくやっかいな言葉です。これも何々の自由という形で列挙する、あるいは「消極的な自由」と「積極的な自由」という思想史家のアイザイヤ・バーリンが提唱した区別などいろいろあって、それも一応教科書に盛り込んだつもりなのですが、やはりもとは「何々ができる」というか、そういう可能動詞に極まると思われれます。そういう言い換えを「自由」に対しても試みてみました。

3番目の知恵が《垣根を壊す》です。「現代社会」を私の専門である倫理に絞って書くのではなくて、「現代社会」という広い土俵の上で「民主社会の倫理」を説くことによって、ほかの科目では一体どう説明されているのかという点が嫌でも気になってまいりました。また「現代社会」がもともと高校1年生必修に定められ、2年生以降の選択科目で「政治経済」、「倫理」という形で進んでいくというカリキュラムになっておりますので、ほかの公民科の科目とどうつながっているのかということを探る必要が出てきます。

実は大学入試センターの客員教授という資格でセンター入試にかかわったことが私にはあります。そこでもやはり、「倫理」以外の科目との調整とか、いろいろと考えさせられる場面に立ち会いました。作問に先立って、何よりも教科書をしらみつぶしに読まないといけません。そうした検討作業を通じて気になったポイントがあります。教えられる高校生からすると同じ事柄なのに、科目が違えば概念や教え方も違う、ましてや教材も別々……という分断現象が見られ、これが生徒たちを戸惑わせているのではないかという点です。

実例を挙げましょう。たとえば幸福と福祉という概念です。もとは、いい暮らしとか幸せという意味を共有していたはずなのですが、幸福というと高校の科目だと「倫理」の専売特許みたいになっていて、あまり面白くはない「幸福論」で埋められています。メーテル・リンクやカール・ブッセがいまだに出てきたりするのにも驚きです。そういう古風な幸福論が語られる傍らで、「政治経済」や「現代社会」で扱われる福祉というのは、福祉社会とか福祉国家における制度的なもので、いわゆる弱者救済の仕組みとしての福祉の解説に終始しています。「幸福」も「福祉」もともに、社会の中でみんないい暮らしを分かち合いたいという切実な願いのこめられた言葉だったはず。それなのに、幸福は「倫理」で福祉は「政治経済」という垣根をつくるのはおかしい。そう考えて、科目間の《垣根を壊す》という課題を設定しました。幸いに私の場合、「倫理」と「政経」のつなぎ目にあたる「現代社会」が相手でしたので、そこで垣根を壊す作業をいくつか企てておきました。

それから、もう一つ「義務」という扱いにくい概念があります。もちろんこれは倫理学の根本的な概念、特にカント倫理学の中核的な概念なのです。けれども、今の中等教育だと公民科の「倫理」のカントのところで、本当に専門家の方が苦勞なさりながら、自由と道徳法則との関係云々といった要点をカントに即して説かれる、ある意味で高尚な義務が一方で説かれます。他方、いわゆる国民の三大義務という義務のほうは、それこそ憲法学習を通して生徒さんが学んできているはずのものです。この両者がほとんどつなげられていないと痛感しました。カント的な義務と、社会生活の中で（例えば勤労・納税・教育という三つに即して）私たちが担うという義務との間には、いったいどんなつながりがあるのか、という問題をしっかり考える作業こそ「現代社会」という教科の中で私に取り組むべきことではないでしょうか。そこで義務と納税というテーマを設定しました。「現代社会」の授業ではどしどしディベートを取り入れるよう、文科省のほうも要請してきました。そのディベート学習を想定した部門において、福祉社会という用語が用いられています。これを活用して、なぜ税金を払わないといけないのか、お金を出し合って人を助けるといったのは一体どういうことなのか、ということまでさかのぼって義務を考えてみようとしたのです。

この3つの知恵を駆使したとはどうい言えませんが、倫理の中身と法や経済、政治の領域、特に憲法の学習とを連携する努力を払ったつもりです。この研究会の場でもいろいろ御意見をいただければ、ありがたいと思っております。

ところで私は、法学部に三年生まで在籍した後、文学部に転部した前歴を有しています。転部後は学部・大学院とも文学部で計7年間学び、教師としても文学部で20年以上にわたって教えていました。ところが縁あって、2年半前に教育学部に呼ばれて「西洋教育史」を担当するようになったのです。ただし私が扱えるのは、教育制度の通史ではなく、西洋の教育を支えている自由、平等や福祉、人格といった非常に基礎的な観念がありますが、それらが西洋の思想史の中でどう論じられてきたか、あるいは功利主義以降の現代正義論の中でどのように問われてきているのかといったきわめて限定された主題に過ぎません。履修者にもそのように断った上で、教育の思想史、むしろ理念史のようなアプローチを一部採用した概説講義をしています。

その傍ら、東大で同僚となった佐藤さんからお誘いを受けて、「グローバル時代における市民性の教育」というプロジェクトに入れていただきました。これは人文・社会科学振興のためのプロジェクト研究というのが複数スタートして、サブグループをつくって相互に連携

し、ときどき中間報告で集まって意見交換などをしながらそれぞれの研究を深化・拡大していくものなのです。しかもこのプロジェクトの場合、社会的な提言あるいは発信というのを人文・社会科学の振興の目標にしております。プロジェクトの一環として「これからの教養教育」という研究課題が採択され、佐藤学さんが「グローバル化時代における市民性の教育」というサブグループを立ち上げました。最終的には日本の初等・中等教育における市民性、この訳語はまだまだもちろん固まっていないところがあるんですが、シティズンシップの教育のガイドラインのようなものがこの研究会による社会的提言として出そうというのがねらいです。

法教育に関して、既に研究を深めていらっしゃるメンバーの方々なので、市民性あるいはシティズンシップの議論動向についてもじゅうぶん御存じで、釈迦に説法だと思えますけれども、私たちの研究グループの目的については、日本学術振興会のホームページからリンクが張ってあって誰でも読めるようになっています。レジュメにも引用した部分だけ読み上げます。「グローバル化の進展と併行して、EUにおいてヨーロッパ・カOUNシルが「市民性(citizenship)の教育」の提言を行っているのをはじめ、アメリカ、イギリス、フランスなど多数の国々の教育省や教育研究機関において「市民性の教育」のカリキュラム開発のフレームワークに関する研究が展開され、実践的な指針の提案が行われている。「市民性の教育」は21世紀の学校教育の中核的な課題になっていると言っても過言ではない。この背景には、グローバル化による政治・経済の急激な変動と、地球環境の危機、局地戦争と文化や宗教の衝突、移民の拡大、人種差別や性差別による人権の危機、貧富の拡大や青少年犯罪の急増、公共的モラルの崩壊など、民主主義社会の根幹にわたる危機が横たわっている。」

このプロジェクトの1つの目玉は、「市民性の教育」を「主権者の教育」、「公共倫理の教育」、「葛藤解決の教育」の三つに分節化して学際的・実践的に考究し、小学校、中学校、高校のカリキュラムに具体化するための概念フレームワークとプログラム指針を開発し提示することを目的としているところにあります。まずの「主権者の教育」ですが、これはもちろん投票率の低下などに表された間接民主制の問題点にどう立ち向かうかを問題としており、主権者意識の自覚をどう教育するかを探ろうとするものです。そして「公共倫理の教育」(私はこの班の世話人を仰せつかっています)。最後に「葛藤解決の教育」とは、アメリカ版の多文化教育に発して、クラスの中でのいじめなどのコンフリクトをどのように解決すればいいのかを課題とします。平たい言葉で言いますと、けんかの仕方というのをちゃんと教えるということなのです。「市民性の教育」を共同で研究するにあたって、法教育、環境教育、人権教育、平和教育といった分野ごとに調べるアプローチがあり、もう一つは国ごとに進行状況を比較していいところを取り入れるという手もあるんですけれども、私たちのグループはそのどちらも採らず、三つの柱を立てた点にユニークさがあります。そして学際的・実践的に研究するというねらいのもとに、教育学の研究者だけでなく、政治学、法学、経済学といった隣接分野から協力者をお呼びしており、小学校や高校の先生などの実践家の方にも参加してもらっています。

最終的な目標は、小・中・高のカリキュラムに「市民性の教育」を具体化するための概念フレームワークとプログラム指針を開発し、提示することです。

ここからは、私の個人的な中間報告というより感想に近いのですが、いろいろな研究者・実践家のお話を聞いたり、資料を集めたりすることを通して、シティズンシップの両

義性にいやおうなく向き合うようになりました。つまりシティズンシップが市民権とか公民権とか訳され、同時にそうした権利を持った市民が有する義務にも注目する。そうした方向で権利と義務というセットでシティズンシップが論じられることがひとつです。もうひとつの方向は、学習指導要領に出てくる「公民的資質」や個人のヴァーチャーといった、そういう資質の陶冶に期待する方向です。この両方向にシティズンシップをめぐる議論が分裂しているくらいが見受けられます。どちらを強調するかという選択も安易には決められません。むしろ思想史的な系譜をたどって解明すべきでしょう。私の場合は、順番をひっくり返したり、品詞を変えたり、垣根を壊したりするへそ曲がりの勉強の仕方をずっとやってきましたので、シティズンシップの両義性もしくは二方向に関して、少し見方を変えてみようとしています。そこで私が模索しているのは、シティズンシップ論と別の路線で勉強してきたことをうまくつなげられないかということなのです。

シティズンシップなるものを、いわゆる市民の権利だとか義務とかで止めるのではなくて、その市民が仲間の市民に向かいあったときにどういう責任を負うのか、とりわけ困窮している仲間（ニーズを有する相手）に対してどのようにケアをすべきなのかという土俵に移してその資格を考えてみたい。したがってシティズンシップの教育の軸を「権利・義務」から「ケア・責任」という方向にずらしていきたい（もちろん完全にシフトすることはできないでしょうけど）、という展望を抱いているのです。

そうした見通しをつけてみると、シティズンシップという言葉が俄然現実味を帯びてくるのではないのでしょうか。つまり小・中・高（私の場合は専ら高校生をターゲットにしています）の生徒さんたちにとってシティズンシップあるいは市民という言葉は、単に投票に行くとか、税金を払うとか、そうした大人の務めや権利ということだけに収まるものではなくて、仲間の市民に対する、何の責任をどのように果たすべきかという問題意識へと広がるのではないかと、期待してしまうのです。介護だとか介助だとか、ケアという言葉の社会的な広がりに助けられながらですけれども。

そんなところで、市民性の教育のプロジェクトに参加しての中間報告に代えさせていただきます。そろそろ制限時間が来そうなので「終わりに」に移らせてください。ここでは「残された課題」ということで今後考えたいことを何点かメモしておきました。

1つは、先ほど申し上げましたように、公民科教育という、私がそれなりにかかわってきた分野と、それから皆様、協議会の方が本当に苦勞なさり、テキストまで出されている、法教育とを、市民性あるいはシティズンシップの教育という土俵で統合する可能性はないだろうかという点です。たまたま最近手に入れた、この「シティズンシップの教育学」（シティズンシップ研究会編、晃洋書房、2006年）という論集の構成をご紹介します。第1章が政治教育、第2章が法教育、第3章人権教育、第4章平和教育、歴史教育、愛国心教育、宗教教育、多文化教育、情報教育、環境教育、フェミニズム教育、性教育という12の章から成っており、そのうちのいくつかは倫理学の新しい分野とされている応用倫理学のテーマともほとんど重なっていることが分かります。こういうシティズンシップという広がりの中で、公民科教育と法教育との統合というのは、可能性があるのではないかと考えております。

それから、さらに私個人の課題としては、ロールズ登場以降の社会倫理学とか社会正義論の研究と、公民科教育とのアーティキュレーション すなわち、大学での研究と研究教育と中等教育との連携・接合 ということを中心に心がけたいと思っています。「現代社会」が2単

位化されることによって、せっかく5つの節をいただいていた「民主社会の倫理」なんですけど、4つに縮約しろというふうに言われて、これも非常に苦労いたしました。さらにまだじゅうぶん噛み砕いていない(つまり、高校生に分かるように説明できていない)と実感しているのは、租税とか相続とか所有という言葉です。これらは法学や財政学の各分野では未だに大論争が続いている問題概念なんでしょうけれども、租税、相続、所有のどれをとっても生徒あるいは私たち普通の市民が暮らしのどこかでぶつかる問題であることに相違ありません。それらが一体どういう広がりもしくは「法と倫理」のかかわりの中で問われるのかというようなことを、やはりもう少しきちんと考えを詰めていきたいと思っております。

それからこれも1と関係するのですけれども、シティズンシップ教育、法教育、それから経済教育とか金融教育とかというのも、これもよく言われる霞ヶ関の縦割りというので、省庁ごとにその何々教育の委員会がつけられて、それぞれ識者を呼んで議論はされているようです。けれども、やはりなかなか横の連携はなされないという憾みを感じておまして、ここをもう少しうまくつないでいけたら、それこそ垣根が壊せるんじゃないかなと思っております。

最後の課題は、憲法とか特に教育基本法というものを聞き直す、あるいは語り直すということです。もちろん改正の動きをいうものをちゃんとにらみながらですけれども、改正するにしても守るにしても、私たちに与えられているテキストは確固としてあるわけですから、それをもう一回ちゃんと読み、語り直すということが大事ななと思いました。一つヒントにしたのが、松田道雄さんが、これはかなり古く1969年の文章なんですけれども、憲法第25条のいわゆる生存権というところを、権利を使うという観点から、京言葉というか京都弁でパラフレイズなさっているものです。「だれでも病気になったり、貧乏したりして困ったら、役所にゆうてったらよろし。ぜいたくなことはでけんけど、ぎりぎり達者で人なみに生きていけるようには、したげます。」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」という第1項を、このように柔らかく語り直されているんですね。

さらに「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」という第2項はこうなります。「国は、生活にこまる人や、病気でこまる人のないように、わるい病気がはやらんように、町がきたのうならんように、国のお金をだして、きばらんならん。」と。これは松田さん一流の方言による語り直しの試みですけれども、そうした努力は、倫理と教育をつないでいく上で必要だろうと思っております。

教育学の専門家もいらっしゃる前で恥ずかしいんですけども、ルソーの「エミール」の第2編で、エミールにどういう観念から教えるべきかという考察がなされています。「子どもにあたえなければならない最初の観念は、自由の観念よりもむしろ所有の観念である」子どもにいきなり自由を教え込むよりも、自分のものとか、自分がつくったものが壊されたらどんな気持ちになるかを考えさせるところから入っていくほうがよいとルソーは言うのですが、それに続く箇所です。次のような意味深長な主張が展開されています。

「道徳的な観念をたどるにはできるだけゆっくりと進まなければならないし、一步ごとにできるだけ確実に足を踏みしめなければならないからだ。若い教師たちよ、わたしは願います。この範例〔=自由からでなく所有の大切さから説き起こすというもの〕をよく考えて、あらゆることにおいて、あなたがたの教訓がことばによってではなく、行動によって示され

なければならぬということをお忘れなくいただきたい。子どもは自分が言ったり、人から言われたりしたことはすぐに忘れてしまうものだが、自分がしたり、自分のために人がしてくれたことはなかなかお忘れなくものだ。」「(岩波文庫・上巻・146ページ)

ルソーがここで強調しているような、ゆっくり進む、あるいは行動で示すという、ここがちょっと大変なんですけれども、そうした教育の流儀を銘記しながら、今後とも公民科教育および市民性の教育への関与を続けたいと思います。それからさらに皆様方の法教育との連携も心がけたい。これら三つの教育を通じて、未来を担う子どもたちに「大切なもの」、「なくてはならぬもの」、すなわち「価値」を伝えていきたいと願っています。そもそも教育の核心は「価値の世代間継承の営み」にあるのではないのでしょうか。

以上で報告を終わらせていただきます。

土井座長 川本先生、どうもありがとうございました。

非常に興味深いお話を伺えたと思います。

それでは、どなたからでも結構ですので、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

山下委員 山下と申します。この3つの知恵というのは、非常に私、感動いたしました、ある意味、我々は裁判員裁判を3年後に控えているんですけれども、多分同じことなんだろうなと。今まで専門家同士で言っていた順番では多分分からないし、専門用語でも分からない。その裁判だけの問題じゃなくて、ほかにも役立つんだろうということで、全部当てはまるのではないかと考えております。

私は、検察庁の出身なものですから、検察庁に見学に来た人たちにいろいろ説明するんですが、小学生から大人までいろいろありますが、結局行き着くところはほとんど似たような質問になりまして、何かと言いますと、説明するときに権利とか義務とか、先ほどと同じような話をしまして、権利のときには「利」は、もともと明治の最初は理屈の「理」を使っていたんだけど。そこには、やはり利益ばかり求めるのではなくて、お互いのせめぎ合いがあって妥協点があるんだというようなことを説明したり、司法の概念というのは、外国、西洋の概念ですから、ライト(right)とか、ドイツ語で言えばレヒトなんだろうけれども、権利という場合もあれば、裁判所という場合もある。なじみやすい英語では、最高裁判所の裁判官もジャスティス(justice)と言っている。彼らは正義を体現しているんだと言っていると段々分かってくれるんですが、最後に行き着くところは、「そういう理想はわかりましたけれども、やはり我々は食っていかなければいけない」と。

精神的自由と経済自由をどっちにはかりにかけると言ったら、目の前のものにはかりをかけてしまうので、やはり裁判員裁判は嫌ですねという結論に陥ってしまうのですが、結局、倫理の世界でも自由なのか死なのかとか、あるいはその前に生きていかなければいけないのかというのがありまして、こういう優先順位といいますか、価値感に根ざすところが大きいんだと思うんですけれども、これを法教育の中で徐々に教えていけば、それはそういう人が育つんでしょう。しかし、今の大人の方がむしろそういうものは教わっていないので、なかなか子供が、現実の大人を見ているとそれについてこれないというか、やはりちょっとこましゃくれているというところがありまして、なかなか教え方が難しいなと思っております。その辺りは川本先生は、「倫理」のところでは優先順位といいますか、そういうのはどうやって教えた方がいいのか、あるいはどうなっているのかということが、もしわかれば

聞きたいんですが。

川本先生 大きな問題でありまして、概念的な優先順位と、それとこれはプラグマティックと言ってもいいのかもしれませんが、教育の場での教えやすさでの優先順位というか、いわば順番づけというのは、やはり違うと思うんですね。私になじんでいるジョン・ロールズ以降のというか、現代の正義論だと、まずそれからライトとかジャスティスというのを先に、これをやはりみんなが生きていく、それこそ殺し合わないで生きていくためのルールとしてまず決める。それはもちろん何でかという、各人が抱えている幸せについての価値観というか、グッドって言ったりしますけれども、そういう価値についてはもう多元的でしかあり得ないので、その中身を教育の場で議論するよりは、むしろその多元的な価値観あるいは多様な幸福観を有している人びと同士が、どのように折り合いをつけて生きていけるかのルールを、ライトとかジャスティスというステージで考えましょうということなのです。だからライトとかジャスティスをまず優先するというのが、いちおうの基本原則になっており、私はそうした発想になじんできたので、今のところそのような説明の仕方しかできないというのが正直なところです。

今回の準備の中で、ルソーの「エミール」を本棚から引っ張り出してみました。すると、やはり古典だけあって示唆に富んだ指摘が目にとまりました。「エミール」で言われているのは、学問的な体系上での優先順位ではなくても、むしろ自由というのを天下一に教えるよりは、子どもにとっての持ち物、つまり所有ですよ。持っているものがどれだけ大事かということから、そこで他人とのかかわりというのが出てくるんだし、ゆっくり、ゆっくり教えていくべきだということです。もちろん教育はある時間の中でやらないといけないので、余りゆっくりというわけにはいかないのかもしれませんが、そういうルソーの提案なんかを読むと、優先順位ということも1つに簡単には決められないなと考え込んでしまいます。やはりどういう場で何を目指して誰に対して説明しないといけないのかという問題意識をベースとして、プラグマティックにという、むしろ御都合主義的に聞こえるかもしれませんが、やはり人を見て法を説くというか、そういう説き方を工夫しないといけないんじゃないかと思うんです。

あるいは、自分の優先順位を前提にして説明していきながら、おそらく相手の反応がほぼ確実に出てきますから、それを逃さない。例に挙げられた検察庁に見学に来た生徒さんもそうだと思うんですけど、うまく通じているところと多分「あれっ？」と思わされたところが分かれてくるはず。たとえば、「食っていかねばね」という本音が出てきたところがまさに勝負どころで、そこで今まで自分が優先順位だと思っていた概念の序列というか、それを見直さざるを得なくなると思うんです。そこで、相手にただ話を合わせるというようになりリップサービスではなくて、やはり食っていくというのが大事だという答えがもし引き出せたのであれば、じゃあ食うということは一体どういうことなのかとか、生きるというのは、自分のもちろん生物学的な営みであると同時に、いろいろ他人とのかかわりとか、自然とか、環境とのかかわりの中での活動ですから、そこからまた話を広げていけば、またどこかにつながっていくかもしれないので、優先順位をあまりリジッドに決めてかからないでやってみたらどうでしょうか。これだと不十分な答えにとどまっていることは明らかですけど。

山下委員 体験的という意味では、やはり模擬裁判みたいなものは、やった方がよるしいんでしょうね。

川本先生 そうですよ。

山下委員 もちろん結論を出すことが、第一義ではないんでしょうけれども。

ありがとうございました。

土井座長 そのほかはいかがでしょうか。

江口委員 私、筑波大学の江口と申しまして、教科教育をやっておりまして、河合先生なんかとも前の学習指導要領づくりでかかわっています。先生の、ある意味では最近の労作をずっと見ながら、先ほどのケアの論理というのは正義の論理による、ところが、大きいかもしれないなと思いつつ、勝手に引用している人間として、教科教育の側から見ると、先生の中で言うのはもっともなだけども、例えば所有が政府とか国家とか、そっちへダイレクトに結べるかというとなかなか結べない。それに対して、欧米の場合には、例えば私がアメリカの法教科などを訳すと、すぐ最初にもう権力とか権威とかいう、政府とかというのが出てきてしまう。そこが何かいつももどかしくて、教科教育、しかも政治経済をやっている人間から見ると、もう先に押さえて教えてしまえという、先生のような逆転ができないでいる者としては、もし逆転した場合に、そこまで行き着けるような工夫というのは何かあるだろうか。今教材づくりでシチズンシップのことをなさっているというけれども、そういう芽みたいなのはどこかに見えますか。

川本先生 そうですね。まだシティズンシップ教育に関する佐藤学さんとのプロジェクトの方は、まだそこまで煮詰まっています。もちろんこれまでの研究成果は着実に蓄積されていますし、アメリカとか各国の教材は一応チェックをしております。けれども、やはり日本で今まで積み重ねられてきた公民科教育なんかと切れたところで始めても意味がないと思うのです。どこかで何とかつなげながらも方向性を出したいと思っているんですよ。ですから具体的な教材まではまだちょっと。

江口委員 もう一つだけ。先生は、教育出版でここ5ページ分というか、見開き5ページ分をつくられたということを初めて聞いて、あ、これは素晴らしいと思ったんです。確かにシェアとしては東京書籍が売れているけれども、現場から見ると、教育出版の書きぶりは非常に影響力があるんですよ。それが、でも具体的に教材としてどういう形で結んでいくべきなのかということとなると、東京書籍の方が一日の長があたりしていきわけですよ。その辺りが、何かこう、本当に変わっていかないと倫理というものが、別々のものであれ、あるいは正義と一緒にっていくものであれ、何か見えにくいなというのが実感としてあるわけですが。

これは、先生がもう少し頑張ってくださいという意味で聞いていてください。

土井座長 今の点、実は所有、プロパティの問題は非常に重要な問題で、川本先生がお触れになった社会契約論の中でもロックはやはりプロパティをいうんですよ。日本でいう「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利」という、これはもとを幸福追求というのが新しく入っていて、昔は「生命、自由及び財産に対する権利」、これがやはりアメリカ独立革命のベースにあって、ロックにおいてもその自由、プロパティというのをいかに保障するかという点から政府の議論が出ていて、彼の労働家気質的なところをどういうふうに理解するのかわからないところがあるんでしょうけれども、何が本人にとってプロパーなものなのかというのは、正義論のやはり基礎だろう。それを所有して処分できるということ自体、非常に大きな問題で、これは見方ですけども、今日川本先生にお挙げいただいている現代的なものでも、例えば

生命はプロパティかという議論をすると、恐らく生命倫理の非常に大きな問題ですし、環境というのは誰のプロパティなのかという議論をすると、それはそれで非常に大きな問題で、所有・処分というのは、やはり社会を考える上では非常に重要なキーになるのではないだろうかとは思いますが。最近、非常に所有論というのは非常に大きな問題になっているものですから。それをその直接投資と考えようとする、そういう本人に帰属するプロパティをどう保障していくかという議論を立てていく、それはロックも立てていたんですけれども、おそらく結びついていくんだらうかという気はします。

表現の自由だとかいう行為の自由というよりも、やはり自分の物というものに対する愛着というのは、確かに子供は大きい。それでミルの話も出ていると思うんですけれども、抽象的にいうとそういう話ができるので、大きな意味はあるのではないかと。個人、憲法学者としては思うという感想めいたものです。

ほかにいかがでしょうか。

鈴木委員 鈴木と申します。弁護士ですけれども、法教育を江口さんから教わって弁護士仲間と取り組み始めたんですが、最初は憲法を学んできた、あるいは法学を学んできたとはいっても、法哲学をみんなやっているわけではないですし、そんな価値なんかを教育の場でやるべきなのかというようなところで、結構弁護士仲間では議論をした覚えがあります。

ところが、実際にアメリカの法教育を見て思ったのは、このぐらいの価値を伝えようとするのは非常に重要なのではないかと。そのバックには、ロールズ流の考え方とかもかなりあって、言葉も最初はなじめなくて苦労しましたけれども。その中でまた考えさせられたのは、押しつけではないなということは、向こうの教育を見て思いました。考えさせるし、理解してくれということと呼びかけるけれども、何かの価値を押しつけようというのではない。あなたがどう考えるかは、それはそれでいいと。社会の中でみんなで生きていくためにはこうじゃないかと、というようなものは提示はされるし、考え方のプロセスは示される。そういう意味でいうと、非常にいいことだなと思ってかかっています。

先生のお話を聞いていて思ったのは、先生は高校の教科書を今書かれているということですが、我々はもうちょっと小学校、中学校ぐらいでもう少し何かできないか、もっとベーシックなものってあるんじゃないかと。そうするとベーシックと考えてくると、よけいに価値的になったり、価値を伝えることにつながっていくんですね。我々も法教育といいますが、法学教育をやってくれとは全然思っていないくて、法律の条文が何を書いてあるかということよりは、むしろそのバックにあるものが、どういうことを我々は大事だと考えているかを伝えたい。そう考えると、かなり市民性教育に近いものになるし、価値教育、倫理ともすごく密接になる。

その意味で、先生が書かれた教科書の記述というのは、もうそのままだなど。法教育ともかなり近いなと思っているんですが。先生自身が小学校とか中学校では、どのようなものがあり得ると考えておられるのか。御意見があれば教えていただければと思います。

川本先生 そこは私にとっては未開拓のところですが、ただ、聞くところによると、特に市民性の教育の先端的な試みとして、お茶の水大附属の小学校などは、従来の枠を外して「市民」という科目にして、小・中一貫で何か教材も用意して取り組んだ実績があるようですし、品川区の例の小・中一貫校での市民科というのももう始まっているのじゃないですかね。そうしたさまざまな努力が繰り返されているのに、各々の成果はかなり時間がたってからで

ないと届いてきません。ですから、とりあえず似通ったテーマを追究しているグループ相互でレビューし合う場が本当は必要なのです。もちろんインターネットでこまめに検索していれば、うまくヒットすることはあるのですけれども、共通のテーブルを囲んで議論することは少ないと思います。私自身も高校教科書しかまだ目にしていないのですけれども、小・中の方の授業実践などもぜひ教えてもらいたいし、もし可能なら見学にも行きたいと思っています。

土井座長 よろしいでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。

高橋委員 先生のお話の中で、同じ事柄を伝えるにも教科によって違うというようなお話がありましたけれども、そういう意味で垣根を壊すのは非常に大事なことだと思うんですが、本当にベーシックなと鈴木委員がおっしゃっているのは、法教育とか市民性の教育というのは本当にベーシックなものなので、どこかの教科に取り込める必要がないとは思うんですね。

そういう意味では、例えばこの法教育推進協議会でも、国語科での実践とか、家庭科と社会科の合科授業の実践とか、そういったものがあるんですが、そういった意味で非常に可能性が広い、本当にベーシックな教育だと思っているんですけれども。そういう意味でどう学校現場にそれを広めるかというのは非常に大きな課題だと思うんですが、その辺りで何か先生のお考えがあればと思うんですが。

川本先生 これは、大学の学問の縄張りというか違いが、また教員養成の方にも波及というか、むしろ悪影響という感じがあって。やはり教科専門で育ってしまうことがありますよね。というか、今はそういう形で免許も出ているし。だから、小学校の場合はむしろまだオールラウンドでやらないといけないから、工夫もできるかもしれませんが、中・高になると、やはり教科を超えて、それこそ「垣根を越えて」というのはなかなか難しいのではないのでしょうか。ですから、それをもう少し教員養成の課程から、何かつなげられるような試みができればいいかなと期待しています。

実は、これはちょっと手前味噌になるのですが、2006年の4月から東京大学の教育学部の大学院の新しい専攻がスタートしました。それが「学校教育高度化専攻」という名称ですけれども、その専攻の中に「教育内容高度化」というコースが設けられています。実は私、その人文・社会教育の高度化というのを、発足年度の今年と来年度の2年続きでお手伝いをする事になっています。ともかく1年目の今年はいろいろな人がこの専攻に集まってきたんです。高校現場の先生で研修の期間を使って2年間大学院で勉強するという方もいますし、教育学部の4年生を修了したばかりの院生もおります。その人たちの中には、従来の教員養成大学・大学院とは一味違う、タコツボ化＝専門化しない形での教員養成にかかわりたいという展望をお持ちの方もいらっしゃいます。

私はこの人文・社会教育の高度化のコースで、市民性の教育の理論を振り返り、現代の日本の教育状況にぶつけてみるという、ゼミを半年運営したのです。そういうところからでも学校現場に「市民性の教育」を拡げていくお手伝いができるのではないかと期待しています。つまり教員養成の場でできるだけ幅広く、できるだけ教科に特化しないトレーニングを積んでもらう。もちろん専門職としてはちゃんとプロにならなければいけないんですけれども、同時に少なくとも公民科なら公民科の中の科目は、相互のバランスや調整を図りながら、国語との連携とか、地歴科との協力とかが本当に必要なんです。そうした教育を工夫していき

たいと願っています。

土井座長 ほかにいかがでしょうか。

羽間委員 千葉大学の羽間と申します。1年前まで大学院の教育学研究科におりまして、現在は精神保健のセンターにいます。

確かに、大学の中の専門領域ごとの違いが、中学や高校の教員の養成段階で、垣根を作っている部分があることは否めないと思います。そこを大学の教員養成段階から垣根を壊していく。そういう垣根を壊すというか、連携していくという部分が、大学側に必要な意識なのではないかなと考えています。

これは質問ではなくて、私の個人的な意見です。

土井座長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。いずれの点でも結構ですので、御意見いかがでしょうか。

私自身にかなり関心のあるところなので、今日は若干時間に余裕があるということを事務局の方から伺っていますので、私の方から幾つか質問をさせていただきたいんですが。

先ほど先生の方からも、質問の際に少しということでしたので、一番最初にお伺いしておきたいのは、いわゆる法と道徳、倫理の関係でございます。川本先生御専門でいらっしゃるロールズの場合の正義という考え方自体が、何か正しい、よい生き方、一人ひとりのよい生き方といったようなものを直接正義の議論の対象にはせずに、価値観が多様、様々な生き方をする人たちが集まって共同体をつくるわけですから、その共同体をつくる上で守らなければならない規範、それを考えるのが正義であるという理解に立って論争議論をしているということです。

その上で、ではその正義を議論する上で、法という領域あるいは法律的なものというのと、倫理あるいは道徳といったものが、どういう関係に立つか、あるいは教育する場でどういうふうに分けていくかという点が、一つ大きな課題だろうと思っておりますので、その点について、先生何かお考えがあれば伺わせていただければと思います。

川本先生 問題群が幾つかあるというのは、お配りした晃洋書房の「現代世界と倫理」所収論文でもいちおう言及しています。補足資料では220ページですが、法と倫理をめぐって「現在もなお、以下のような難問群がそこに立ちふさがっており……」と前置きして、「両者の概念上の区別（法の「外面性」と道徳の「内面性」、「強制力」の有無というメルクマール） 両者の連関（「法は道徳から分離すべきか」それとも「法は倫理の最小限か」）

法による道徳の強制がどこまで許されるかという問題（いわゆるリーガル・モラリズムの是非） 個人の自己決定権とリーガル・パターナリズムの調停、 悪法への抵抗や市民的服従」と列挙だけはしてあります。それぞれの分野で研究も深化・拡大しているはずですから、これ以上のことは言えません。けれども、せっかくこういう法教育という共通の土俵が設けられたわけなので、初等・中等教育において「法と倫理」を分けながらつなぎ、つなぎながらまた分けるという工夫をしていく中で、逆に私たち研究者としての視座もまた定まってくるというものではないかと予想しております。ダイレクトな回答をはぐらかすようなりプライシカできず、申し訳ないのですけれども。

ーロールズ研究者としての私は、法と倫理はこう区別いたしますというような、紋切り型の線引きにあまり拘泥したくありません。そもそもロールズにおいても、先ほど土井さんが整理されたようなアプローチもあるし、他方でよい暮らしとかグッドですよね、価値に踏み

込んだ議論も展開しているわけです。とくに『正義論』の第3部（諸目的）は正義が、プラトンで言えば幸福ですけれども、価値とかよさ（グッドネス）というものとどう結びつくかという難問と格闘しており、発達心理学などの隣接分野の知見を使いながら考察を深める努力はしています。分けながらもつなげるという作業にロールズ自身も携わっていると思うのです。

ですから、法と倫理はどこでつながるかということ、やはり人が生きていく、しかもかつ複数で生活しているという、社会をつくって生きているという現実以外に考えられません。そうした「共生」の事実から倫理への要請も出てくるし、法も生まれてきます。両者の根っこはだから一緒だと言ってよいでしょう。ただ、社会の機能分化というところでは、法と倫理との機能が截然と区別されることは見落せません。でも分けて済むかということそうではない、やはり共に生きるというところでは、またつながってくるというところを、きちんと見定めていきたいのです。

ところで教育を受ける側（生徒たち）には、法と倫理をいったん切り分けて、その違いをわかりやすく説明してほしいというニーズが、いったいどれほど強くあるのでしょうか。ほんとうに切実な要求として出されるのなら、法と倫理の相違をきちんと説明しておいて、それでどこまで腑に落ちるかを生徒さんに考えてもらう。それでまた腑に落ちなくなったら、別の説明の仕方をぶつけてみる……といった往復運動をするほかないのではないかと考えています。

土井座長 今申し上げた幾つかのサブバージョンといいますか、展開していくと幾つかの要素に分けられるので、幾つかお聞きしたいんですけども、1つは法と言ったときに、川本先生の教科書をおつくりになられたとき、あるいはこの論考の中にも書いてあるんですけども、民主社会の倫理と日本国憲法との関係というのは、非常に難しい問題だろうと思うんです。日本国憲法が理想の民主社会を規定しているかという問題の立て方をしたときに、いろいろ問題があるのだという議論もできるだろうと思うんです。

そうすると、日本国憲法が何を定めているのかということと、それが正しい定め方なのかということとを議論する。それを議論する際にどういう基準、どういうものさしに照らして判断していくのかという、これは絶対出てくると思うんです。それは憲法に限らず法の場合でもそうで、現に日本の法が何を定めているのかということとを理解させるというのと、その法が正しいのかということとを議論させる。これは多分2つ違うだろうと思うんですが。その際に、両方法の問題だと議論することもできれば、先生のお考えの実証主義的な方法からいうと、今あるのはどういうシステムになっているのかを議論するのは狭義の法の問題で、それが正しいのかということとを常に議論する空間をつくること、その可能性をつくること、それが倫理であり道徳の問題なんだというふうに問題を立てることもできるだろうと思います。

その際に、法教育を考える上で、基本を教える、あるいはより原理原則を教えるという場合に、常に今ある法というのをも教えないといけないし、しかしそれをどう評価していくのか、どういうふうに議論していくのか。我々のテキストの中にルールづくりというものもあるんですけども、それは法を変えていくということとを教えようという部分を含んでいますので、やみくもに変えるわけにはいかないわけですから、当然変える際の基準というか、変える際に何を大切にしていくなのだという議論もしないといけない。

そうなってくると、「法と倫理」というのが不可分で動くようでもあり、あるいは1つの社会の秩序の中で議論をして変えるんだけれども、変えるまでは守らなければいけないというような分業を、そういう問題にもかかわってくるようでもあり、一つはそのところをどういうふうに教育していくかというのが大きな問題なんです。やはりこれ、民主社会の倫理を先に持っていかれたというのは、今言った意味では、日本国憲法の位置づけというか、それをもう少し広い文脈で考えさせようという意図があたりになったと理解してよろしいでしょうか。

川本先生 日本国憲法の教科書的な説明をするにしても、その前提にある価値に言及せざるをえないはずで。ところが大半の中・高教科書だとそこを憲法制定過程や明治憲法との相違を記述することでもって、ある意味お茶を濁しているだけなのです。けれども、憲法学の芹沢さんと相談していてやはり前提になるものをちゃんと書かなければいけないなと感じました。指導要領だと後ろにつけられている「民主社会の倫理」なんだけれども、私たちの教科書の場合はそこから説き起こしてみても、それを日本国憲法がどのように受け継いでいるかという形で、分担執筆しましょう。こう話がまとまったので、お互いに書きやすかったです。

もし指導要領どおりの順序でやっていたら、憲法学の専門家であっても、何から書いたらいいのかというのは、非常に悩まれるところだったと思うのです。しかも、最後の「民主社会の倫理」にどうつなげるかというつなぎ目も多分苦労なさるに違いありません。反対に私も、憲法学習を終わった後の付録みたいに「民主社会の倫理」を書くのもつまらないなと感じていました。そのときに順番を変えることを思いついて、まず日本国憲法が前提にしている価値を全面展開した上で、次に小学校から習ってきた憲法とつなげてきましょうというかたちでバトンタッチしたんです。

土井座長 その際に、ちょっと具体的になるんですけども、法教育、特にそのうちの憲法教育と民法教育等との関係の問題にもなるんですが、先ほどのロールズの問題とかかわってくる社会契約の位置づけというのは、非常に難しい部分があるんです。憲法の理論的前提として社会契約説みたいなものがあると、それは憲法思想史的に見てそういうところがあるんですけども、この社会契約説というのは法なのか、それとも倫理の世界にあるものなのか。

なぜそういうことを申し上げるかといいますと、1つの憲法の考え方として、憲法の定める権利というのは、国家に対して請求できる権利なんだと。市民相互間で働く権利ではない。つまり、その権力というものをつくり上げて、その権力を統制するために権利というものを書いているんだ。そういう1つの有力な立場というのがあるんですね。

ところが、社会契約の中だと、これはホブズによるか、ロックによるか、いろいろなやり方ではあるんですけども、一番最初にお互いに契約しているんですね。それで一人ひとりがお互いの何らかの権利を尊重しあおうという約束をして、それを実現させるためには国家をつくる必要があるじゃないか。国家をつくるんだけれども、しかしそれが元の契約から逸脱してはいけないので、さまざまな制約をかけようじゃないかと、そういう理屈になってくると思うんです。

そうすると、一番最初に出てくる、これは先生の教科書等を読ませていただいてもすごく思ったんですけども、いかに国家をコントロールするかという言い方よりは、我々が共同体をつくる時に、相互に何を守らなければいけないかという視点にお立ちになっていると思うんですね。このあたりが、従来の憲法とか法という意味で使われてきた人権と、先生が

ここで使っておられる人権というのは違って、今の憲法学の中では、先生がお使いになっている人権をそのまま憲法に持ち込んだらいいんだという考え方も有力にはなっているんですが。

このあたり、教育という視点を含めてお話いただいたらいいと思うんですけども、人権を考えるときに常に国家というものを意識して、その対立で理解させていく、そのスタンスがいいのか、民主社会の倫理ではありますけれども、先生が今お書きになったような我々相互の問題だというふうにして理解していく、あるいはそういうふうにもとめていく方がいいのか。この点、もう少し先生のお考えを伺わせていただければありがたいんですけども。

川本先生 これもまたプラグマティズムの論法を乱用して逃げを打っているように聞こえるかもしれませんが、「説き方は複数あってよい」と私は判断しています。その上で、どういう生徒が育つかという帰結もしくは、ちゃんと憲法を理解し、しかもただ単に条文を覚えているというだけではなくて、実生活の中で自分の権利主張と他者の権利の尊重とのバランスを取れるかという目標をにらんだときに、複数の人権の説き方のどれがうまくいくかを見極めたいのです。もちろんこれはなかなか短いスパンでは評価が難しいとは思いますが。けれども、少なくともいろいろな試みが競い合ったほうがいい。教科書も本当はたまたま採択された一種類の教科書を与えられ、その当たり外れで生徒が育ってしまうのは、本当はおかしいと思うのです。たとえば、ある教科書で育った生徒さんと、別な教科書を習った生徒さんが、大学とか職場でもいいんですけども、出会うとしましょう。そこで自分たちの人権理解が違うことが分かってきた場合に、いい意味での相互点検というか切磋琢磨が始まると思うんです。

ですから、1つの説明の仕方をとったから、ほかを全部捨てることになるということではなくて、複数の教科書的な説明が競い合い、互いに陶冶しあうことから生じる活力というものがあるのではないのでしょうか。

はっきり言えば、私が関与した以外の現代社会の教科書の記述は平板で、どنگりの背比べでした。最初に日本国憲法の学習があって、民主社会の倫理でまとめをつけるという、あまりに没個性的な解説に終始しています。少なくともそうした現状に私たちが一石を投じたつもりですので、ほかの試みもさらに続けてなされることによって、教科書の記述そのものがまず多様になっていくことが大切でしょう。生徒にとっても自分が学んだ教科書だけが大量の真理を書いているのではないということもわかってくるはずなので、いろいろな試みがなされることが、まず先決ではあるまいかと考えております。

土井座長 今申し上げたのは、先生もお書きになっておられる義務の問題、あるいは責任の問題の中で、対国家ということで権利を特定していくと、それこそ納税、勤労、この種の義務あと義務教育しか上がってこない。それで何が落ちるかということ、他人の権利を尊重すること。他者の人権を尊重することというのは、憲法が対国家の者だと考えると落ちるんですね、個人のレベルでは。自分が政府に関与すれば、その義務を負うわけですけども、一個人として他人の人権を尊重することというのは憲法問題にならない。

だから、自分の権利を主張するためには、他者の権利を尊重しなければならない責務がある、義務があるというのは落ちるんです。人権を主張するのは国民であって、それを守らなければならない義務は国家にしかないという構成をとる。それがあつた種の効果もあるし、憲法教育を行う上で非常に重要な一側面をとらえているんですけども、ただそれをする、

ちょうど先生がお書きになっているような民主社会の倫理的なもの、それがきれいに落ちていく。お互いに生命と自由を尊重しなければいけないんだとか、お互いに平等でないといけないんだ。あるいはお互いにケアしないといけないのだというのは、多分国家がケアしないといかんのだ、国家が自由を尊重しないといかんのだという構造になってくる。

もちろん、それは民法の方で受け皿があるんだという議論はあるんですけども、そのあたりが非常に以前から気になっていて、我々の方針をもしまとめていくときに、人権だとか、権利の尊重というのをその憲法の問題だと考えるのか、民法の方に落とすのかという、いわゆる技術的な問題もあるんですけども、今日先生のお書きいただいた教科書の民主社会の倫理などを見ていると、もちろん義務として納税のこととかお書きになっておられますけれども、一般的な雰囲気としては、やはり相互間の相互尊重という形式でまとめておられるので、これは私自身には結構じっくりいくんですが、必ずしもほかの教科書はきつこうなっていないだろうなという感じがあったので、少し御意見を伺ったということです。

最後に、私の方から伺いたいのは、今日はお触れになりませんでした。恐らくある意味で近代的な法の権利・義務関係というものに対しては、一定の批判というか、その限界という形にかかわってくるだろうケアの問題ですね。非常に堅い権利・義務で構成していく。あるいは一般的ルールで全部を記述していこうという、ある意味では法教育の中でも一部前提にしている近代的な法律感、法の支配感というものと、それから個別具体的な人間関係の中でお互いを配慮していくというケアの問題。これをどうつなげていくかというのは悩ましい問題で、これが法教育の中で完結させるべきなのか、法教育と別の教育をさらに組み合わせることで完結していくべきことなのか、議論あるところだと思うんですけども、先生御自身はケアといったようなものを、どういう形で組み込んでいこうとお考えなのか。シチズンシップ教育の中にお入れになるのか、別の枠組みでやるとおっしゃるのか、いろいろあると思うんですけども、少し何か伺えればと思うんですが。

川本先生 最後に一番重い課題を投げかけられたようです。

私が勉強してきた順番としては、大学院生のときのロールズとの出会いがまずあって、正義（ジャスティス）というか、社会のまともなあり方を社会倫理学の重要課題として引き受けるところから始めたわけですね。その後、女子大に長く勤めていたときに、キャロル・ギリガンという女性の発達心理学者の仕事を知られまして、やはりジャスティスだけではカバーしきれない、目の前に困っている人の苦しみをどうするかというケアの倫理。しかも、それが今まで専ら女性の家事・育児の活動として、学問的にはほとんど評価もされていないケアの営みも重視せねばならないことに思い至りました。ケアという単語は日常的に使われてはいたものの、各種の制度とか学問の対象になっていませんでした。それがギリガンの『もうひとつの声』という話題作（1982年出版）をきっかけとして、ケアに対する理論的・実践的な関心が高まったのです。

だから、正義とケアというのは、一方が「等しきは等しく扱え」という普遍主義的な考慮である正義と、他方で目の前の個別的なニーズへの応答であるケアというふうに、抽象論では二元的に立てられるんです。けれども、ここもうまく品詞を変えれば、むしろジャスティスの方がもとはジャストの抽象名詞であって、もともと「正しい」とか「まともな」という状態をあらわしている言葉であったという来歴が浮かび上がります。これに対してケアは名詞よりはむしろ動詞として使われた始めたわけですね。「心配する」とか「気づかう」とか

という。そういう気づかいとか何とかをどう社会的に、たとえば女性にだけ押しつけるんじゃない形での「まともな」分かち合いの仕組みを考える 「ケアの分配」というとちょっと言葉が堅くなるんですけども ケアの分配のまともさを探り当てるという方向で、品詞を変えて二元的な対立を組み替えたら、私の中では1つの課題へと統合されてきました。そこで、まだその中間報告の段階ですけども、「ケアの社会倫理学」という本を去年出すことができたのです。これまでバラバラに議論されてきた医療とか看護とか介護とか教育 実 は教育の現場でもケアとかケアリングという言葉が最近注目されています を「ケア」という視座から統一的・批判的に分析し、さらにこれらを社会という共通の土俵において、ケアをまともなやり方で分かち合う社会倫理を探究しようと思いました。そうした方向で正義とケアとをつなげようとはしているんです。

もうひとり、ネル・ノディングスという女性で、アメリカの教育哲学者が、やはりケア、自分の周りを気づかっていく態度としての、ケアの輪が徐々に広がっていくという、その輪の広がりの中に教育というものを位置づけようとなさっています。つまり何々科、何々科へと切り分けておいて、この学年ではここまで教えるという形でカリキュラムを構成するのではなくて、子どもたちの関心の広がり に即した教え方を工夫するわけなのです。私がNHKの現代社会の放送で使ったネタですけども、小学校一年生がクラスで蛇を飼いたいというところから始まって、蛇のえさとして蛙を与え、そうした飼育の顛末を絵本というかたちに表現したところ、自分たちより小さい子から蛙もかわいそうだという反響が届いたというプロセスを思い出してください。まさしく最初は自分たちのクラスでの飼育という個別的なケアの営みだったのが、その輪が広がっていくわけです。ノディングスの場合、むしろケアリングという動名詞にするのですけど、そのケアする営みの広がりを順序だててつなげていくところに、教育の根っこがあると見なしており、そうした彼女の仕事にも、非常に励まされています。これまでは教育畑で活躍していた人なんですけれども、最近では社会政策にもケアリングというのをちゃんと入れて、それこそ紋切り型というか、ルール先行の法律万能主義 (=リーガリズム) に陥りがちな社会政策の中に、相手のニーズに答えるという営みを整合的に組み込んでいくという方向で、大胆な政策構想を打ち出しています。たとえばリベラリズムの立場に立つ限りでは、どうしても自分で自分に危害を加える行為 たとえば喫煙などの自己に対する危害(ハーム)がこれに当たりますけれども に対して立ち入ることはパターナリズム (=温情・干渉主義) になってしまうので、リベラリズムの社会政策としては自己危害の防止には積極的に関与しないということが前提になっています。けれども、自分に対する危害であっても、はたから見てもやはりそれはよろしくないんじゃないかというふうに パターナリズムではないかといった非難をあえて引き受けながらも 相手にかかわっていくような社会政策も必要であると主張しています(『スターティング・アット・ホーム』という2002年の単行本です)。

そうしたノディングスの研究をひとつの模範としながら、ケアという方向で考えてきた筋道とジャスティスの路線とを統合する試みを、遅々たる歩みなんですけれども、これからも続けていくつもりです。その際には「道徳的な観念をたどるにはできるだけゆっくりと進まねばならない」というルソーの教えが心強い手引きになるだろう、と予想しております。

土井座長 ありがとうございます。今後の我々の議論の進め方でもあるんですけども、一応このお話が終わった後、整理もあります。政治経済あるいは倫理、道徳ですね、関連分野

とどういふふうに体系の関係を整理していくか。体系的な議論の立て方と、それはなかなか難しいので、あるトピックを置いてそれをいろいろと考えていくうちにさまざまな絡み合いというのが出てきて、それを理解していけばいいじゃないかというやり方と両方あるんだろうと思うんです。

ケアの問題は、例えば法務省ですから、法務省関係で例を挙げれば、恐らく犯罪の処理を考えた場合のジャスティス・ケアの問題はものすごく難しいと思います。被害者に対してどういふ対応をとっていくのか、あるいは加害者にも親族等々いますので、そういう社会的コンフリクトを生じた集団に対してどういふ姿勢で臨むのか。誤ったことが行われたのでジャスティス、正義を貫徹していくのだという姿勢の仕方もあれば、そういうふうに置かれた被害者、あるいは関連する者に対する配慮をどう構築していくのかという問題はあるんだろうと思います。

昨今の被害者に対する対応等々の問題、少年法の問題などを考えていくと、そうジャスティスとケアの問題を別の次元だと処理していいのかどうか。結局のところは、人間を取り扱うわけで、それをいかに取り扱うかということになれば、体系的には分離できるんだけど、しかし実際には両方を考えないと、社会は動かないのではないかとということもありますので、我々自身が法教育と法を議論しているのだから、その部分をどうしようかという形で特化していますが、確かに幅広く見れば、シチズンシップないしは社会のあり方についての教育の中で、ある要素として取り出してきたときに法から何が見えるかというふうに整理をした方がいいのかもしれないかなと、先生の話の伺いながら思いました。

どうも、川本先生、長い時間ありがとうございました。本日は貴重なお話を伺えたと思います。今後、関連分野からも少しお話を伺っていくことになるかと思いますが、先生の御意見等も御反映をして生かしていきたいと思っております。

それでは、次の議題の方に入らせていただきたいと思います。

前回に引き続きまして、以前この協議会で取り上げました「法と経済」についての猪木先生のお話、それから「法と政治」についての佐々木先生のお話を整理した上で、経済や政治との関係を踏まえて、法教育が目指すべきもの、関連分野との対比において明らかになる法あるいは法教育の固有の問題領域と、法教育と経済教育、政治教育との連携のあり方について協議をさせていただきたいと思っております。

事務局の方で、猪木先生、佐々木先生のお話を、法教育推進協議会で出された主な意見として整理をさせていただきましたので、委員の皆様のご記憶喚起の意味を含めまして、事務局の方から内容の御説明をいただきたいと思います。

それでは、吉村参事官、お願いいたします。

吉村参事官 それでは、事務局の方から説明させていただきます。

まず、第一点といたしまして、政治経済との対比における法の意義と特質という観点から整理をさせていただきました。経済学の観点から、この点につきましては猪木先生からのお話を中心としてまとめさせていただいておりますが、幾つかのポイントが指摘されております。

1点目でございますが、市場経済システムは自由を前提としている。しかし、その自由は、他者との自由との衝突を当然に招来するので、法が必要となってくるということで、その意味で市場経済システムと法とは不可分の関係にあるということが指摘されております。また、

経済を考えるに当たっては、取引ということがあるわけですが、その契約を履行するという段階では、正直さや信頼さ、そういうものが必要となってくるので、経済は法に対しては信頼を保護する制度を構築することにより、信頼が重要であるというメッセージを長期的に発信することを求めているという御指摘がございました。

2点目でございますが、これにつきましても、経済学と法との関係でございます。市場経済においては私的な計算で人々が行動するという、非常に強い誘因があるので、公共の利益に対する意識が薄くなりがちであるという観点から、自由と秩序を求めていくためには、法学と経済学がともにこの課題に立ち向かっていかなければいけないという御指摘がございました。

3点目でございますが、法というものは理念と目的に基づいてつくられるが、その結果として社会にどういうことが起きるかということは、やってみないとわからないと、こういう側面があるのではないかと御指摘があるわけですが、その点では経済学というのは最終的な効果がどうなるかという、この予測については非常に得意としているところである。こういう関係にあるわけですが、しかし他方では、経済学がベースとしているところは、コスト・ベネフィットというあたりを基本にしているために、そこには確固たる善がないという限界があるので、そこを法が補う必要があるのではないかと。こういう御指摘がございました。

4点目でございますが、これも経済学と法との類似性を御指摘いただいているものと思います。経済学的な観念は、既存の法学的観念に翻訳が可能ではないか。本質的に類似したことを言っていることが多いのではないかと御指摘されております。その例として、社会全体に利益を増幅するための分業システムといったものを例にして御説明されました。

5点目でございますが、他方ではこの社会には経済学的に説明できるロジカルなもの以外にも、論理ではなく、悪いことは悪いという説明をせざるを得ないものがあるのだ。このことも忘れてはいけない。そこが法学の本来の重要な部分という御指摘であろうと思っております。

以上、経済学の観点からでございますが、続きまして、政治学の観点から御指摘されたこと、主として佐々木先生から御指摘いただいたことをまとめたものが次でございます。

1点目として、法も経済も表面的には理想を追うように見えるけれども、実際にはいずれも汚いもの、嫌なものが現実には存在するんだと。こういうことを前提として、それをどう対処すればいいのかということを考えなければいけないという御指摘がございました。

それから、2点目でございますが、法というものについてはつくられたルールの中でプレーをするという側面がある。例えば、政治プロセスの中でどういう意味で公正さというつくられたルールを取り込むかということも論じることが可能であるのに対して、政治についてはルールがないのがルールであるといった部分があって、そこに一定の限界があるという指摘がございました。

3点目でございますが、法と政治というもの、ここに共通の基本概念を立てられるかどうかというのが今後の課題であると。その例として共存、この概念を例として検討した御指摘をその下に書いてございます。

以上、1の部分につきましては、政治経済というものと対比における法の意義と特質ということでございますが、2の部分は、教育のあり方という観点からまとめさせていただきます。

した。経済教育，政治教育と対比における法教育のあり方ということでございますが，まず全体として御指摘いただいたものが幾つかございます。

1点目でございますが，近代，現代における自由の歴史，あるいは自由の重要性と限界を知る必要があるんだという大前提の御指摘がございました。

2点目でございますが，今の教科書については，政治とか経済とか法が別々の話になっていると。それを本格的に政治とか経済とか法をも含めた，そして10代後半の子供たちに比較的容易に読めるような，そういったテキストが今必要とされているのではないかと御指摘がございました。

3点目として，これは学問という観点からも法学とか，政治学とか，経済学というのはお互いに交渉がないままやってきたと。しかし，学校教育ではこの法と政治経済と，これは学問の垣根を越えてできる限り簡略化して教えていくということが必要になってくるわけで，学術的な交流が必要となってくるという御指摘がございました。

続きまして，この教育のあり方という観点で，経済教育の観点からの御指摘が幾つかございました。

1点目でございますが，これは歴史的な経緯等を御指摘いただきまして，したがって法教育も経済教育も，歴史教育との連携を図っていく必要があるという御指摘がございました。

2点目でございますが，経済教育，法教育のいずれにおいても正解がないと。そういう問題に対して，どのように自分なりに結論を見つけ出していく，こういう作業をすることが必要となり，その能力を養っていくことが重要であるという御指摘がございました。そして，その上でディベートとかダイアログによる教育，こういうものが今後の法や経済などの社会科学的な教育にとって示唆に富むものとなるのではないかと御指摘です。

続きまして，政治教育の観点からの御指摘でございますが，1点目として，政治教育というのは，教科書の内容が非常に固まっていると。憲法を初めとした，それが基本的な知識として学習させる。こういうことが自己目的になってしまっているのではないかと。政治というのは，実際には国民主権のもとに憲法や制度の変更の可能性も含んでいるといった真の意味での政治教育，これが必要となるのではないかとということと，今の教育というのは距離があり過ぎるのではないかと御指摘です。その意味では，今後の法教育，政治教育というのは，緊密に連携を取りながら，新しいその教育のあり方を考えていく必要があるという御指摘がございました。

2点目でございますが，国民が統治をするという主体性についての教育というのも，従来の政治教育においては不十分な点があったと。その理由というのは，これまで子供への説明のしやすさということを重視しすぎてきたのではないかと御指摘です。例として，市長や町長が実際に国会議員に頼みに行くといいものができたと，こういったような素材をベースにして教えていくと，客体意識を前提とした政治教育になりがちになってしまうのではないかと。こういったところを何らかの形で打破していく必要があるという御指摘かと認識しています。

3点目でございますけれども，これまでの教育というのは，法も政治もいずれも理想の側からきれいに美しく教えてきたということですが，それは逆に，ある意味で考えたくないこと，嫌なことということを考えない，そういう思考停止を招いてきたのではないかと。嫌だ

けれどもなくてはならないものというのが、現に社会には存在するのだと。そしてそれをなくすためにはどうすればいいのか。こういったことを議論していく。そういう教育が今後必要にはなるのではないかという御指摘でございました。

4点目でございますが、これも3点目と趣旨としては似たような御指摘かとは思いますが、これまでの教育というのは、非常にきれいな話でまとめようとしてきたのではないかと。実際には共存というのはそんなに簡単なものではないにもかかわらず、話し合えばわかるといったような教育の手法をとっていると、結局のところ今後何のために法律とか政治が必要であるのか、あるいはなぜこれらを大切にしていかなければいけないのかと、こういった思考ができなくなってくるのではないかという御指摘がございました。

最後のところでございますが、法教育と政治教育と、これを融合していくという観点からすると、政策形成過程について政治的なもの、それから法的なものを組み合わせてルールをつくっていく。そこにおいては、いろいろな人たち、いろいろな集団、いろいろなプロセス、こういった中でルールがつくられ維持されていく。こういう一連の経緯を教えていくことが重要ではないかという御指摘がございました。

以上で、一応私も事務局の方からのまとめの説明とさせていただきます。

土井座長 どうもありがとうございました。

それでは、どなたからでも結構ですので、この主な意見に対して御質問、御意見等がおありでしたらお願いいたします。いかがでしょうか。

既に、前回は法理学、法哲学、それから法社会学、社会学との観点で整理をさせていただいて、今回は政治経済との関係で整理をさせていただいているという形になっておりますが。何かこういった点を入れた方がいいのではないかと等々、何か御意見がございましたら。江口委員 修正意見をどう言ったらいいかは分からないのですが、政治教育とか経済教育というのは、ある意味では伝統的にずっと来られていますよね。その中でのあり方の問題として議論されたわけですよね。それは現代において、確かにこういう形で展開することは教材としてはおもしろい。そのときに法がどう関わるかというのは結構難しく、経済の人たちは冗談でしょうと言ってくるときがあるので、どう言ったらいいのかなという思いがあるんですけども、いかがでしょうか。

土井座長 そうですね。経済の方でおっしゃっていただいているのは、信頼の保護の問題、それから自由、これが市場経済にとって非常に重要な意味を持つだろう。自由の保護の意味においても、それから信頼の保護においても、法というものが果たしている役割、それが大きいのだということをおっしゃっていただいていると思います。

もう一つは、こういうふうに分めつけると反対される経済の先生方もおられるんですが、やはり経済の持っている自己利益の拡大というところに対して、もう少し公共の利益といったようなものを入れる必要があるのではないかと。まずそういうふうには猪木先生の方から御意見を伺っておりますので、それが入っているという形だろうと思います。

政治の方につきましては、佐々木先生の方は政治とは何かというよりは、政治学教育の観点から、政治学教育について携わられた経験からお話をいただいておりますので、政治と法とはということよりは、そういう点からの意見が多く入っていると思います。少し入っているのが、政治の方がもう少しどろどろしたところがあるんじゃないかと。現実の厳しさといったようなものがあり、それに対して法というのが公正さというある種の理想を持っている

と。その両者をどうかみ合わせていくのかというのは難しい、という話を伺ったところなんだろうなと思っております。

佐々木先生は、もう少しどろどろしたことを学校教育で教えてはどうかという御指摘のかなと承った、その辺りが入っているところだろうと思います。

鈴木委員 今の土井さんのまとめであれば、私もそれで納得はするのですが。

実は法教育ということで、我々実務家がかかわっていくというのは、その法学的な公正さあるいはきれいごとで済まないことに我々は直面しているし、そういう問題を社会でみんなで議論をしてもらって基盤にもなったらいいなというものも持っているものですから。そういう先ほど少し葛藤状況というのが、川本先生の方からも出ていましたけれども、そういったものをみんなで考える。そう見ると、話し合いだけで解決するのかと佐々木先生は確かにおっしゃるわけですが、話し合いもしないで解決するかということも言いたいわけですし、ですからそういう場を法の、本当に切り口を持った教育の中で何かできるといいなと思ったりはします。

土井先生のまとめのような形でまとめていただくのであれば、私の方は構わないと思っております。

土井座長 おそらく、ここの御意見をどう最終的に取りまとめるかという点だと思っておりますけれども、確かに佐々木先生のおっしゃっておられることを我々のとらえ方で理解すると、非常に重要な点を含んでいるんだと思うんです。それは冒頭に山下委員がおっしゃられた質問と同じで、国民主権なんだと、我々のことは我々で決めるんだというのを一つの権利というか、そういう形で主張すれば、それは少々経済的に損失が発生しても、裁判に呼ばれたら自分たちで行かないといけないのだということが、実はパッケージになっているんです。自分のことは自分で決めるので言いたいことを言わせるという、話し合えば何もかも決まるんだ、そこには何の負担もないというようなことを国民主権は言っているわけではなくて、最後は自分たちで責任を負うという決断をしるということだと思えます。

私もいろいろな機会です話しますが、国民主権というのはある意味で言い方を変えれば、民主主義もそうなんですけれども、正義の味方なんてどこにもいないということだと思えます。どこかで待っておれば正義の味方がやってきてくれて、全部うまく解決してくれるんだということにはならない。正義の味方はいないから、我々自身が努力しなければ、何も変わらない。そのためには責任を負いましょうという決断だという側面は非常に強くあるんだと思うんです。そうすると、それは決してきれいごとではなくて、自分としてどれだけの負担を負えるかということの決断を含んでいるはずで、それを抜きにして語っても何の意味もないだろうというふうに佐々木先生のお言葉を理解すると、確かにそれはそのとおりな側面があって、当然片方で公正さだとかいろいろな理想をいう以上は、そのために引き受けなければならない責任というのがあるのだと。それが常にうまくいくわけではないから、うまくいかなかったときのリスクというものをみんなで負っていく。

そういう社会をつくるんだということを、全部パッケージで教えるとおっしゃっているんだとしたら、恐らくそれを教えないと、何も教えたことにならないということとはたしかだろうと思いますので、今後どのように取りまとめていくかなど、また皆さん方と御相談させていただいて、まとめていきたいと思えます。

ほか、何か御意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今後も、本日の川本先生のお話もそうですし、これから予定されている専門家の先生方から伺った御意見等もまとめて、全体のとりまとめというふうにしていきたいと思っておりますので、またお気づきの点がございましたら、遠慮なく事務局の方におっしゃっていただければ、そういう形で反映させていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、少し予定の時間よりは早いのですが、本日の議事はこの程度とさせていただきます。

それでは、本日の議事はここまでにいたしたいと思っております。

どうもありがとうございました。

- 了 -